

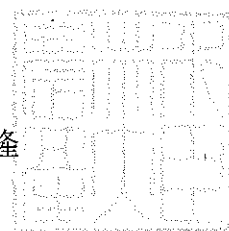
22消安第1747号

平成22年5月28日

農業資材審議会長

土肥一史 殿

農林水産大臣 赤松 広 隆



愛がん動物用飼料の基準及び規格の改正に関する諮問について

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求める。

記

法第5条第1項に基づく愛がん動物用飼料の基準及び規格を改正し、次の成分について愛がん動物用飼料の成分規格等を設定することについて

- (1) デオキシニバレノール
- (2) BHC、DDT、アルドリン、エンドリン、ディルドリン、ヘプタクロル、ヘプタクロルエポキシド
- (3) カドミウム、鉛、ヒ素
- (4) 亜硝酸ナトリウム、ソルビン酸